

限度額認定証 のご案内

「限度額認定証」を提示していただくことで、
窓口でのお支払い金額が軽減されます。

限度額適用認定証の交付手続きに関するお問い合わせ・申請方法

詳しくは、国民健康保険の方は各市町村役場、健康保険協会・共済組合・組合保険の方は健康保険組合または勤務先にお問い合わせください。

「限度額認定証」が交付されましたら、1 階受付窓口までご提示お願いいたします。



ご注意

- 注 1 限度額は所得、年齢によって異なります。
- 注 2 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取り扱いとなります。
- 注 3 個室料金や、食事代などの保険適用外の費用は対象外となります。
- 注 4 歴月（各月の 1 日～末日まで）の計算となります。
- 注 5 申請手続きは入院当月内にお済ませください。
月が変わると、遡って申請が受けられない場合があります。

マイナンバーカードの健康保険証等の利用について

当院ではマイナンバーカードによる健康保険証としての（オンライン資格確認等を含む）ご利用ができます。

限度額情報の提供にご同意いただけますと、限度額適用認定証の事前申請が不要となる場合がありますので、ご利用の際は 1 階受付窓口へお願いいたします。

（マイナンバーカードの健康保険証利用の際は、事前に健康保険証利用登録をお願いいたします。）

▶ 交付されましたら、1 階受付窓口までご提示ください。

70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	ひと月ごとの自己負担限度額	多数該当(※2)	食事療養費
区分ア 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円+(総医療費※1 －842,000円)×1%	140,100円	1食510円
区分イ 健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:年間所得600万～901万円	167,400円+(総医療費※1 －558,000円)×1%	93,000円	1食510円
区分ウ 健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:年間所得210万～600万円	80,100円+(総医療費※1 －267,000円)×1%	44,400円	1食510円
区分エ 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:年間所得210万円以下	57,600円	44,400円	1食510円
区分オ 住民税非課税者	35,400円	24,600円	1食240円 (90日を超える場合 1食190円※3)

70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	ひと月ごとの自己負担限度額	多数該当(※2)	食事療養費
現役並み所得者Ⅲ 標準報酬月額83万円以上/ 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費※1 －842,000円)×1%	140,100円	1食510円
現役並み所得者Ⅱ 標準報酬月額53万～79万円/ 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費※1 －558,000円)×1%	93,000円	1食510円
現役並み所得者Ⅰ 標準報酬月額28万～50万円/ 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費※1 －267,000円)×1%	44,400円	1食510円
一般 標準報酬月額26万円以下/ 課税所得145万未満	57,600円	44,400円	1食510円
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円		1食240円 (90日を超える場合 1食190円※3)
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯 (所得が一定以下)	15,000円		1食110円

(所得区分が一般、現役並み所得Ⅲの方は限度額認定証が発行されません)

※1総医療費とは保険適用される診察費用の総額(10割)です。

※2過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※3区分オもしくは、低所得者Ⅱに該当し、過去12ヶ月で入院日数が90日を超えた場合、改めて申請することにより食事療養費が減額されます。